

川崎市敬老祝事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、9 月 15 日の「老人の日」、及び同日から 9 月 21 日までの「老人週間」を中心として、長年社会の発展に貢献された高齢者に対して、広く市民と共に感謝の意を表し、その長寿を祝うため実施する各種行事について必要な事項を定めるものとする。

(実施行事)

第 2 条 川崎市敬老祝事業における行事は次に掲げるものとする。

- (1) 市長敬老訪問 (市内最高齢者、市内の養護・特別養護老人ホームを訪問する。)
- (2) 敬老祝品贈呈 (88 歳・99 歳以上の高齢者を対象として、祝品を選択可能なカタログ方式により贈呈する。)

第 3 条 敬老祝品贈呈対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 当該年の 9 月 15 日現在において満 88 歳又は、満 99 歳以上の者。
- (2) 当該年の 9 月 15 日までに、引き続き市内に 1 年以上居住している者。

(敬老祝品等の年齢区分及び内容)

第 4 条 敬老祝品の年齢区分及び内容は、別表 1 のとおりとする。

- 2 年齢区分に用いる年齢は、当該年の 9 月 15 日現在の満年齢を用いる(9 月 17 日から翌年 9 月 16 日までの間に出生した人を同一年齢として扱うこととする。)

(事業の委託)

第 5 条 第 2 条(2)の敬老祝品贈呈に関しては、①高齢者が贈呈される祝品を選択できる方式にすること、②川崎市の物産品や関連商品を活用することにより、本市の経済活性化にも貢献できることなどを目的として川崎商工会議所に事業を委託することができるものとする。

(区長の責務)

第 6 条 区長は、敬老祝品贈呈対象者リストに基づいて対象者確認を行うとともに、期日までに祝品を請求してこない高齢者についての調査を実施し、未請求者の消し込みに努めるものとする。

- 2 区長は、事業終了後、敬老祝品贈呈対象者リストの整備を行い、これを 5 年間保存するものとする。

(祝品請求の期限)

第7条 敬老祝品贈呈対象者が、当該年12月末日までに祝品の請求を行わなかった場合については、祝品の請求権を喪失するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年5月10日から施行する。
- 2 川崎市敬老祝金品及び長寿夫妻記念品贈呈要綱は廃止する。

附則

この改正要綱は、平成15年5月16日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表1

年齢区分	祝品
88歳	10,000円相当の祝品(送料等諸経費を含める)
99歳以上	20,000円相当の祝品(送料等諸経費を含める)